

令和8年第1回足寄町議会定例会議事録（第6号）

令和8年3月19日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1 番	早瀬川	恵 君	2 番	井 脇	昌 美 君
3 番	榊 原	深 雪 君	4 番	矢 野	利恵子 君
5 番	田 利	正 文 君	6 番	高 橋	健 一 君
7 番	木 村	明 雄 君	8 番	細 川	勉 君
9 番	川 上	修 一 君	10 番	進 藤	晴 子 君
11 番	多治見	亮 一 君	12 番	二 川	靖 君
13 番	高 橋	秀 樹 君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	佐々木 康 仁 君
まちづくり推進課長	赤 間 恵 一 君
こども・健康課長	石 川 建 祐 君
高齢者支援課長	林 俊 英 君
住民・出納課長	金 澤 眞 澄 君
農 林 課 長	加 藤 勝 廣 君
建設 課 長	森 岡 彰 寿 君
国民健康保険病院事務長	原 田 慎 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	（加 藤 勝 廣） 君
-------------------	-------------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	角 野 慎 一 君
事 務 局 次 長	飯 野 真 有 君
総 務 担 当 主 査	遠 藤 浩 一 君

◎議事日程

日程第 1	議案第 27 号	令和 8 年度足寄町一般会計予算（予算審査特別委員会） ＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 2	議案第 28 号	令和 8 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算（予算 審査特別委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 3	議案第 29 号	令和 8 年度足寄町簡易水道特別会計予算（予算審査特別 委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 4	議案第 30 号	令和 8 年度足寄町介護保険特別会計予算（予算審査特別 委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 5	議案第 31 号	令和 8 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算（予算 審査特別委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 6	議案第 32 号	令和 8 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算（予算審 査特別委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 7	議案第 33 号	令和 8 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算（予 算審査特別委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 8	議案第 34 号	令和 8 年度足寄町上水道事業会計予算（予算審査特別委 員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 9	議案第 35 号	令和 8 年度足寄町下水道事業会計予算（予算審査特別委 員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 10	議案第 36 号	令和 8 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算（予算 審査特別委員会）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 11	議案第 37 号	令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 14 号）＜ P 7 ～ P 8 ＞
日程第 12	議案第 38 号	令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算（第 8 号）＜ P 7 ～ P 8 ＞
追加日程第 1	会議案第 1 号	足寄町議会総合条例の一部を改正する条例＜ P 9 ～ P 10 ＞
追加日程第 2	閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報 広聴常任委員会・議会運営委員会）	＜ P 10 ＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日3月19日は、最初に、3月16日の本会議で予算審査特別委員会に付託しました、議案第27号から議案第36号までの令和8年度予算についての審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第37号から議案第38号までの令和7年度補正予算の提案説明を受けたのち、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第27号から議案第36号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 議案第27号令和8年度足寄町一般会計予算の件から、日程第10 議案第36号令和8年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件までの10件を一括議題とします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおり原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

これから、議案第27号令和8年度足寄町一般会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） この歳入1件、歳出1件について反対いたします。

それはどこかということ、まず47ページの大規模草地の歳入です。1,870万円、農協からもらうお金。農協が余裕あるのかと言えば、そんなに余裕はないはずです。農家もだんだん減ってきています。

昨年の3月21日に開かれた議会の中では、倒産したのが悪いということで農業委員、前代未聞、執行者側から出されたその案、その人を否決しました。そうやって倒産する人も出て大変な状況の農協、つまり基幹産業である農業が大変なときにお金を取っていいのか。ほかの全ての指定管理者からは、こちらでお金を出しているのに逆にお金を取っている。しかも大変なところから。基幹産業を守るためにはこういうことをするべきではないと思う。これが反対の理由です。

もう1件、253ページ。住居手当の中の持家手当について。持家手当について一般町民はこんなにももらわないものだから、普通の町民には出て行けということなのか、そういうふうに言っている人もいる。人事院で勧告されたから、やめたほうがいいということもあるかもしれないけれども、そうではなくて、やはり町民も一体化したようなやり方。例えば今、政策予算だからこれをやらないでリセットしてやったほうがいいというふうに町長言われたこともありましたが、リセットしてもいいし、またこのまま続けてもいいし、この新築リフォーム、中古住宅購入、耐震診断改修の補助金、こちらをもっと手厚くして、今職員の人がもらっているような形の、それに乗せするような形でもいいかもしれないけれど、そういうふうに職員の方も納得するような、そういう予算の使い方をして、こちらを手厚くしてやっていったらいいの

ではないか。

今年度も約４９億円の地方交付税が来ます。その使い道を考えてやっていくべきではないか。この人事院に廃止を勧告されている、持家手当について反対いたします。

今後の予算についても出てきますが、これで反対しているので後は反対しないようにしますので、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

３番榊原深雪君。

○３番（榊原深雪君） 令和８年度予算について賛成討論をいたします。

当町におきましては、少子高齢化と人口減少の中、広大な行政区域を持ち、多くの町民に満足のいく行政執行をしていくための予算編成には苦慮されたことと思います。高齢者支援に関わる社会保障費の増加や、将来を担う子どもたちの育成には相応な施策が求められます。

財政の健全化は重要な課題ですが、町民の生活の質を安定させるための町立病院事業をはじめ、各種の事業を継続させることは、町民の皆さんからの負託に応えることと考えます。当町の基幹産業である農業、林業及びそれに関わる商工業への施策は滞ることなく進めていかなければなりません。

財政健全化と積極財政の両立は、一見相反する目標に思われますが、経済状況を見極め、透明性の高い財政運営を行い、時期に応じた政策の選択と歳出を行うことにより実現が可能であると考えます。

予算の立案に当たり、皆様の御努力に感謝し、さらなる業務執行に期待をし、賛成討論といたします。

○議長（高橋秀樹君） 他に、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第２７号令和８年度足寄町一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） そのままお待ちください。

１番から３番、５番から１２番。

お座りください。

したがって、議案第２７号令和８年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８号令和８年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第２８号令和８年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第２８号令和８年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２９号令和８年度足寄町簡易水道特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第２９号令和８年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第２９号令和８年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３０号令和８年度足寄町介護保険特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第３０号令和８年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第３０号令和８年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３１号令和８年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第３１号令和８年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第３１号令和８年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３２号令和８年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第３２号令和８年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第３２号令和８年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３３号令和８年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号令和8年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第33号令和8年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号令和8年度足寄町上水道事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和8年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第34号令和8年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号令和8年度足寄町下水道事業会計予算の件の討論を行います。

す。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和8年度足寄町下水道事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第35号令和8年度足寄町下水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号令和8年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和8年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第36号令和8年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 37 号及び議案第 38 号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第 11 議案第 37 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 14 号）及び日程第 12 議案第 38 号令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 8 号）の 2 件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第 37 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 14 号）及び議案第 38 号令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 8 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この度の補正は、3 月 16 日に議決をいただきました令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 7 号）におきまして、新施設の備品購入費などの最終決算見込額の積算を誤り、補正予算を提案したため、年度末に予算不足になることが判明したことから、追加の補正予算をお願いするものでございます。

追加補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 37 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 14 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 186 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111 億 2,946 万 2,000 円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 3 款民生費、第 2 項老人福祉費、第 4 目介護サービス事業助成費、第 27 節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金として 186 万 3,000 円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

4 ページ上段になります。

第 19 款繰入金、第 2 項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして 186 万 3,000 円を計上いたしました。

以上で、議案第 37 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 14 号）についての説明を終わります。

5 ページをお願いいたします。

議案第 38 号令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 186 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 5,102 万 7,000 円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

第 2 款介護サービス事業費、第 1 項特別養護老人ホーム運営費、第 10 節需用費におきまして、賄材料費といたしまして 39 万 3,000 円。第 13 節使用料及び賃借料におきまして、自動車借上料といたしまして 40 万 2,000 円を計上いたしました。

第 2 項介護サービス施設建設費、第 17 節備品購入費におきまして、初度備品といたしまして 106 万 8,000 円を計上いたしました。

次に歳入について申し上げます。

8 ページの上段になりますが、第 4 款繰入金、第 1 項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして 186 万 3,000 円を計上いたしました。

以上で、議案第 37 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 14 号）及び議案第 38 号令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 8 号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第 37 号令和 7 年度足寄

町一般会計補正予算（第１４号）の質疑を行います。

４ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第３７号令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１４号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第３７号令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１４号）の件は、原案のとおり可決されました。

５ページをお開きください。

これから、議案第３８号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第８号）の質疑を行います。

８ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第３８号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第８号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第３８号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第８号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催願います。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時３５分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、会議案第１号を即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

す。

○議長（高橋秀樹君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 会議案第1号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第1 会議案第1号足寄町議会総合条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） ただいま議題となりました、会議案第1号足寄町議会総合条例の一部を改正する条例の件について、提案理由の説明を申し上げます。

全国町村議会議長会による標津町村議会傍聴規則の改正を踏まえ、社会情勢の変化や実情に即した傍聴環境の整備を図るとともに、傍聴に関する規定及び手続の整理を行うほか、所要の改正を行うものであります。

改正条項に沿って、条文の内容も併せて御説明させていただきます。

第187条傍聴券等の交付については、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入する旨を追記し、傍聴券等の交付を受けるための手続きを加えるものです。

第189条傍聴証については、傍聴証の

交付を受けることができるものは、報道関係者と道職員となっていますが、道職員を足寄町職員に改めるものです。

第190条傍聴券への記入については、傍聴券には住所、氏名、年令等所定の事項を記入しなければならないと規定されておりますが、傍聴人の特定は住所及び氏名で足りるため、年令等所定の事項を削除するものであります。

第191条傍聴人の入場については、「傍聴人が」を「傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者が傍聴席に」に改めるものです。

「傍聴人」と、「傍聴券の交付を受けた者」の表記が混在しているため、傍聴席に入場してからは「傍聴人」とするよう改正するものです。

第195条傍聴席に入ることができない者については、標準傍聴規則に準じ改正するもので、第2項及び第3項を新たに標準傍聴規則に準じて追加するものです。

第2項には傍聴人に対し、第1項第1号及び第2号に規定するものを携帯しているか否かを質問させることができる規定、第3項には、議長は前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができるという規定を追加するものであります。

第196条傍聴人の守るべき事項については、標準傍聴規則に準じて改正するものであります。

その他、第199条中「第3項」を「第2項」に、「この規則」を「本章の規定」に改めることや、語句の統一を図るものです。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行としております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、会議案第1号足寄町議会総合条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、会議案第1号足寄町議会総合条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会中継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年第1回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

令和 8 年第 1 回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員